

○役員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人聖カタリナ学園（以下「学園」という。）の寄附行為第30条の3の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（役員の種別）

第2条 この規程において役員の種別は次のとおりとする。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、常勤の役員をいい、次号に該当する兼務役員を除く。
- （3）兼務役員とは、学園内に教職員としての本務を持つ常勤の役員をいう。
- （4）非常勤役員とは、前2号以外の役員をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給する。

- （1）常勤役員に対しては、月例報酬及び通勤手当を支給する。
- （2）兼務役員に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- （3）非常勤役員に対しては、日額報酬に役員としての業務に従事した日数を乗じて支給する。

（報酬の支給日）

第4条 常勤役員の報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、毎月23日にその月の月額全額を支給する。

- 2 前項の定めに拘わらず報酬支給日が休日にあたる時はこれを前日に繰り上げる。やむを得ない事情のあるときは、理事長の許可を得て繰り上げ又は繰り延べることができる。
- 3 非常勤役員の報酬は、原則として役員としての業務に従事した日に支給する。出張による業務等従事した日に支給しがたい場合は、別の日に支給することがある。

（報酬の額及び算定方法）

第5条 常勤役員に対する報酬月額は、別表第1のとおりとする。

- 2 兼務役員及び非常勤役員に対する報酬の額は、別表第2のとおりとする。
- 3 新たに常勤役員となった者には、その月の月額的全額を支給する。
- 4 常勤役員が退任し又は死亡したときは、その月の月額的全額を支給する。ただし、寄附行為第14条第1項に定める解任あるいは同条第2項第4号による退任の場合は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前号後段により円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げる。

（理事長手当）

第6条 理事長には別表第3に定める理事長手当を支給する。

（通勤手当）

第7条 常勤役員については、学校法人聖カタリナ学園、聖カタリナ大学及び聖カタリナ大学短期大学部給与規程第8条及び諸手当支給基準3に準じて、通勤手当を支給する。

（賞与）

第8条 役員には賞与を支給しない。

（退任手当）

第9条 役員の退任にあたっては、退任手当は支給しない。ただし寄附行為第14条第2項第1号、第2号及び第3号により退任する役員については、記念品を贈呈する。記念品は理事長が決める。

（費用）

第10条 役員が業務のため出張する場合は、当該役員に対して別に定める学校法人聖カタリナ学園本部旅費規程により旅費を支給する。

2 役員が業務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（公表）

第11条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経なければならない。

（雑則）

第13条 この規程に定めのない事項で必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い平成2年10月6日施行、平成2年4月1日適用の申し合わせは廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月1日施行の「役員報酬額に関する細則」は廃止する。

別表第1

常勤役員の報酬額

役員報酬	月額 300,000円
------	-------------

別表第2

常勤役員以外の役員の報酬額

兼務役員	無報酬
非常勤役員	日額 35,000円

別表第3

理事長手当

月額 200,000円
